Ｇ７データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

コミュニケ

2026 年６月 25、26 日

1.　2026 年６月 25 日及び 26 日、フランス・パリにおいて、Ｇ７加盟国のデータ保護・プライバシー機関は、議長国である情報処理と自由に関する国家委員会（ＣＮＩＬ）主催のラウンドテーブル会合に出席し、信頼できる越境デジタル環境を支持するため、先端技術の発展、データ保護・プライバシー及び国際協力の機会について議論した。

2.　議論のグローバルな視点を深めるとともに、データ保護・プライバシー機関の異なるネットワークの協力関係を強化するべく、世界プライバシー会議（ＧＰＡ）執行委員会（議長：カナダプライバシー・コミッショナー）、グローバルプライバシー執行ネットワーク（ＧＰＥＮ）（代表：米国連邦取引委員会）、アジア太平洋プライバシー機関（ＡＰＰＡ）フォーラムのガバナンス委員会（代表：シンガポール個人データ保護委員会（ＰＤＰＣ）、フランス語圏データ保護機関協会（ＡＦＡＰＤＰ）（代表：モーリシャスデータ保護委員）及び韓国個人情報保護委員会（ＰＩＰＣ）を歓迎した。

3.　また、欧州評議会条約第 108 号諮問委員会（代表：アルゼンチン公共情報アクセス庁（ＡＡＩＰ））及び経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の代表者も歓迎した。

4.　会議において、専門知識、経験の共有及び可能な協力の検討を目的として、以下の主要事項について議論した。：

a.　**オンラインにおけるこどもの保護と年齢認証**

i.　Ｇ７各法域の規制枠組みや戦略はデジタル環境におけるこどもの保護に努めている。この保護を実現することの中には、オンラインサービスプロバイダーによるプライバシー保護に配慮した年齢認証の活用を奨励することを含めることができる。この点に関して、我々はＧ７デジタル・技術大臣による、「堅牢で信頼性が高く、リスクに応じた適切なものであり、権利を尊重し、プライバシーを保護し、かつ連携可能な年齢確認の仕組み」を活用するというコミットメントを歓迎するとともに、個人データ及びプライバシーの保護を尊重しつつオンラインにおけるこどもの保護を図るため、プライバシー保護に配慮した年齢認証に関する声明において、主要なデータ保護及びプライバシー原則を強調する。

ii.　人工知能（ＡＩ）に基づく多数のアプリケーションやソフトウェアプログラムによって、ユーザーが容易により精巧なディープフェイクを作成できるようになり、その結果として、個人データの悪用に関連するリスク―特に本人の同意のない性的画像の作成（とりわけこども）―のほかオンライン上での拡散という事態を招いているという事実について議論した。我々は、一部のデータ保護・プライバシー機関が、執行措置を講じたことのほか、そのようなＡＩシステムの開発者、運用者及びユーザーに対して、データ保護・プライバシー法を含む適用される法的枠組みを尊重する必要性と、そのようなコンテンツの生成を防ぐための措置を講ずることを、改めて促す取組に留意する。また、一部のデータ保護・プライバシー機関が、特にプロフィールが公開されている場合、保護者に対してソーシャルネットワーク上でのこどもの写真や動画の共有を制限するよう促す取組に留意する。

b. **インターネットに接続された家庭用機器とこどものプライバシー保護について** 英国情報コミッショナーオフィス（ＩＣＯ）が主導した「インターネットに接続された家庭用機器とこどものプライバシー」に関する共同文書の作成における取組を強調する。本ペーパーでは、こども向けに特化したインターネットに接続された家庭用機器や、こどもの情報を処理する又はこどもによる使用が想定される機器における、責任あるデータ実務のため主要な考慮事項を特定している。我々は、今後も、データ保護とプライバシーに課題をもたらす可能性のある新技術の特定や、相互に関心のあるテーマについての専門知識の共有など、協力的な取組を継続する。

c. **スマートグラス** データ保護・プライバシー機関のスマートグラスに関するアプローチについての概論を提示することにより我々の議論を支援した議長国ＣＮＩＬの取組に注目する。我々は、Ｇ７ＤＰＡ議長国のこの文書に基づき、個人データの大規模な収集及び利用、気付かれることのない個人の画像及び音声の密行的収集、公共及び私的空間における広範囲にわたる監視の際立ったリスクを含む、スマートグラスが提起し得るプライバシーリスク、倫理的及び社会的問題とともに、スマートグラスが個人にもたらす利益について議論した。我々はこの問題に関する協力と知識共有を強化する。

d. **ＡＩエージェント** ＡＩエージェントシステムの能力、ＡＩエージェントがもたらす機会及びデータ保護とプライバシーに関してＡＩエージェントシステムが引き起こす可能性のある課題—これはＡＩエージェントシステムの重大な自律性、サプライチェーンの更なる複雑性、自動化された意思決定及び人間の介入の減少を含む—について議論した。これらのシステムに関する集合的な知識を向上させるために、引き続き情報を共有する。

e. **執行協力** データ保護・プライバシー機関間の執行協力を促進する観点から、Ｇ７データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル内での継続的な対話を重視し、可能な限り情報共有を促進する全ての取組を歓迎する。この観点から、日本の個人情報保護委員会（ＰＰＣ）による、Ｇ７データ保護・プライバシー機関における公開執行事例のレポジトリを構築する取組を歓迎する。

f. **信頼性のある自由なデータ流通** Ｇ７デジタル・技術大臣が「信頼性のあるデータの自由な流通（ＤＦＦＴ）へのコミットメントに基づき、プライバシー、データ保護及び営業秘密を含む知的財産権及びセキュリティに関する適用法令を尊重しつつ、政府が正当な公共政策上の目的に対処する能力を維持することを前提とした、信頼に基づくデータ枠組みを維持することの重要性」を改めて表明したことを歓迎する。我々は、個人データへのガバメントアクセスに関する規定を含む、各法域における越境データ移転のためのインフラについての対話を継続し、それぞれの規制アプローチ及び移転ツール間の更なる共通点、補完性及び収れんの要素に向けて取り組み、将来的な相互運用性を促進し、信頼された越境データフローを円滑化していく。

5. 我々は、信頼できるデジタル環境の構築と責任あるイノベーションの推進に向け、継続的な協力関係の維持にコミットし続ける。2027 年に米国が議長国を務める次回会合に期待する。